

第3回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議  
「基本戦略分科会」

平成19年5月18日(金)  
18:00~20:00  
厚生労働省 省議室(9階)

議 事 次 第

○ 議 事

1. これまでの議論の整理等について
2. その他

[配付資料]

- 資料1 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議  
各分科会のこれまでの検討状況
- 資料2 「前回ご指摘のあった資料」
- 資料3 「基本戦略」分科会におけるこれまでの議論の整理(案)

第3回「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略検討会議「基本戦略分科会」	資料1
平成19年 5月18日	

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議  
各分科会のこれまでの検討状況

# 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 各分科会のこれまでの検討状況

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議〈第1回〉 2月9日開催

- ①新人口推計及び今後の人口構造の変化に伴う課題について
- ②検討会議及び分科会等について

基本戦略分科会	働き方の改革分科会	地域・家族の再生分科会	点検・評価分科会
第1回 2月27日	第1回 3月15日	第1回 3月13日	第1回 3月7日
<p>○将来推計人口(平成18年推計)及び人口構造の変化に関する特別部会の「議論の整理」について</p> <p>○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議について</p>			
<p>第2回 4月11日</p> <p>○諸外国の家族政策の状況等について</p> <p>第3回 5月18日</p> <p>○これまでの議論の整理について</p>	<p>第2回 4月5日</p> <p>○先進的企業の取組について</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスの実現について</p> <p>第3回 4月27日</p> <p>○キャリア教育等推進会議における検討状況</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスに関連した施策</p> <p>○分科会委員からの報告</p> <p>第4回 5月8日</p> <p>○これまでの議論の整理について</p>	<p>第2回 4月9日</p> <p>○地方公共団体における具体的な取組について</p> <p>第3回 4月17日</p> <p>○働き方の多様化に対応した子育て支援サービスについて</p> <p>第4回 5月14日</p> <p>○困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組強化</p> <p>○安心して生み育てられる産科・小児科医療体制の構築</p>	<p>第2回 3月28日</p> <p>○継続就業環境整備を重点テーマに働き方の改革に関する施策について議論</p> <p>第3回 4月10日</p> <p>○保育環境の整備、育児不安の解消を重点テーマに地域・家族の再生に関する施策について議論</p> <p>第4回 4月23日</p> <p>○これまでの議論について</p> <p>第5回 5月17日</p> <p>○議論の整理について</p>
<p>・企業のワークライフバランスの取組の実例、経済財政諮問会議労働市場改革専門委員会第1次報告(「ワークライフバランス憲章」の提案)及び各委員からの報告を基に議論</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスの考え方、その実現のための働き方の改革の方向性と支援施策について整理</p>		<p>・経済財政諮問会議労働市場改革専門調査会第1次報告と「働き方を変える行動指針」策定の総理指示を紹介して、働き方の多様化に対応する子育て支援サービスの課題を整理</p> <p>・社会的養護、産科・小児科医療体制をめぐる課題を整理</p>	<p>・「継続就業環境整備」、「保育環境の整備」、「育児不安の解消」の3つを重点テーマに、関係省庁からの報告、企業・地方公共団体からのヒアリングなどを実施</p> <p>・3つの重点テーマに共通して、ワーク・ライフ・バランスの実現が課題</p>

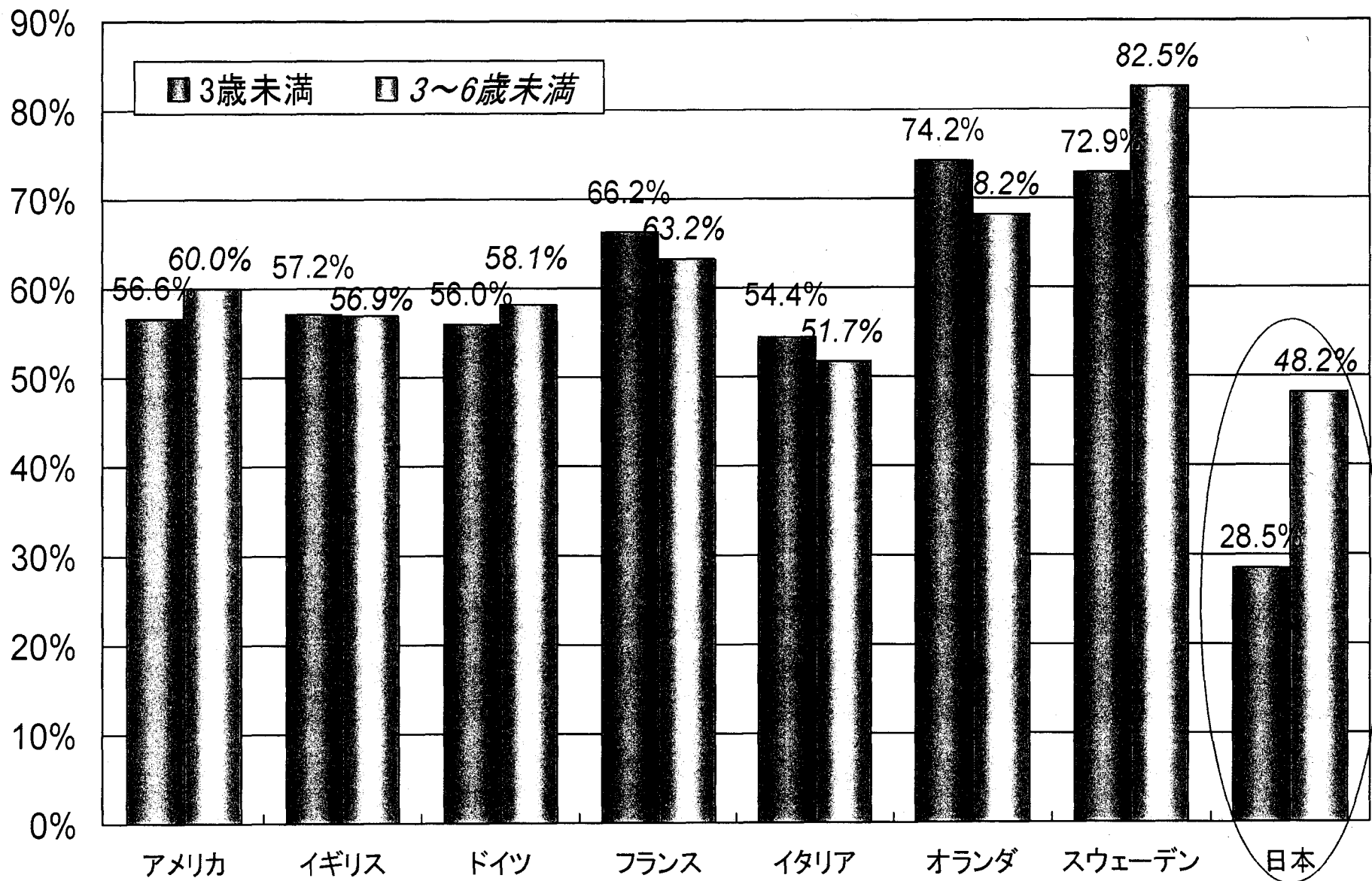
第3回「子どもと家族を応援する日本」  
重点戦略検討会議「基本戦略分科会」

資料2

平成19年 5月18日

前のご指摘のあった資料

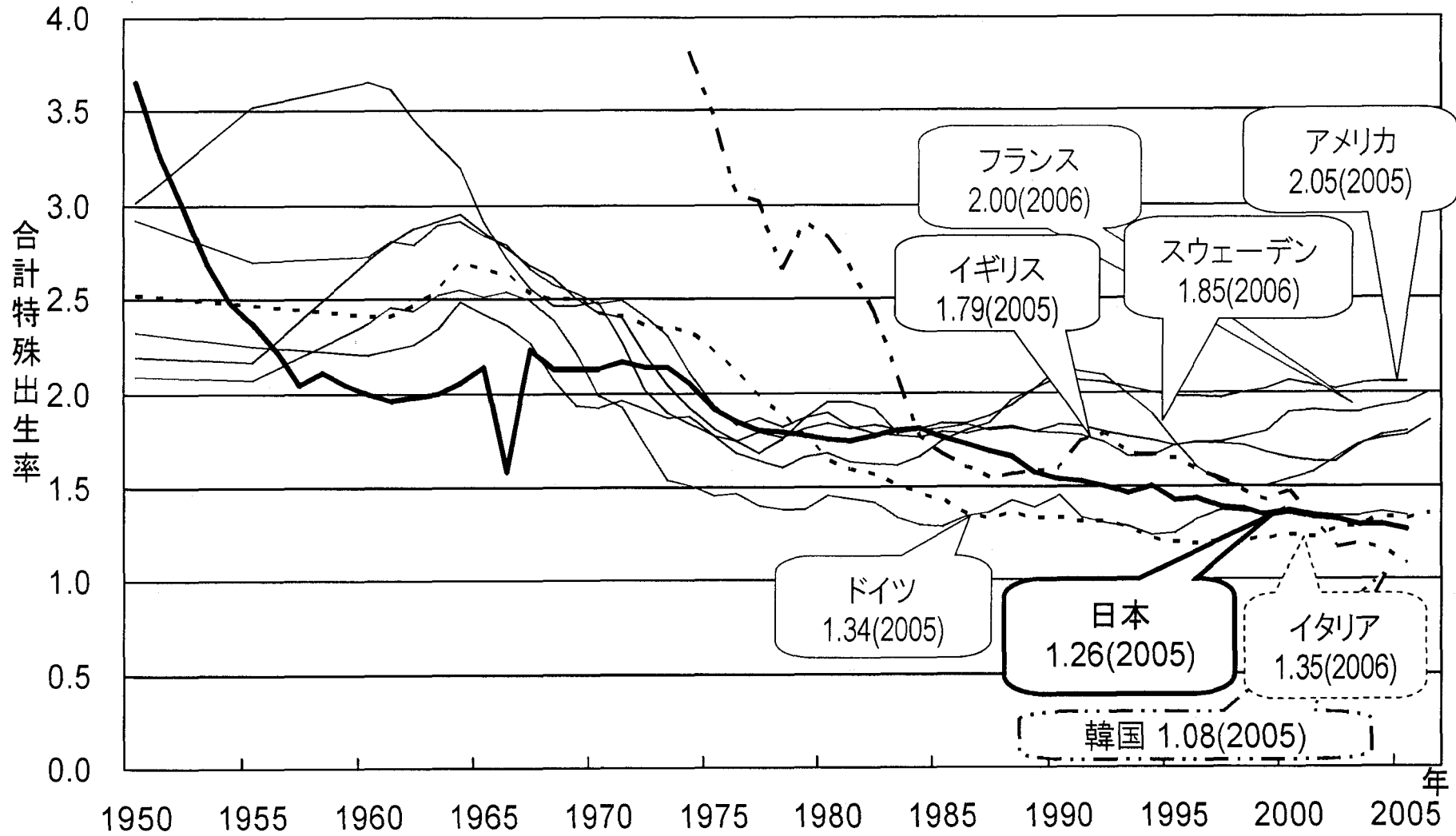
# 6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)



注：アメリカ、日本については2001年

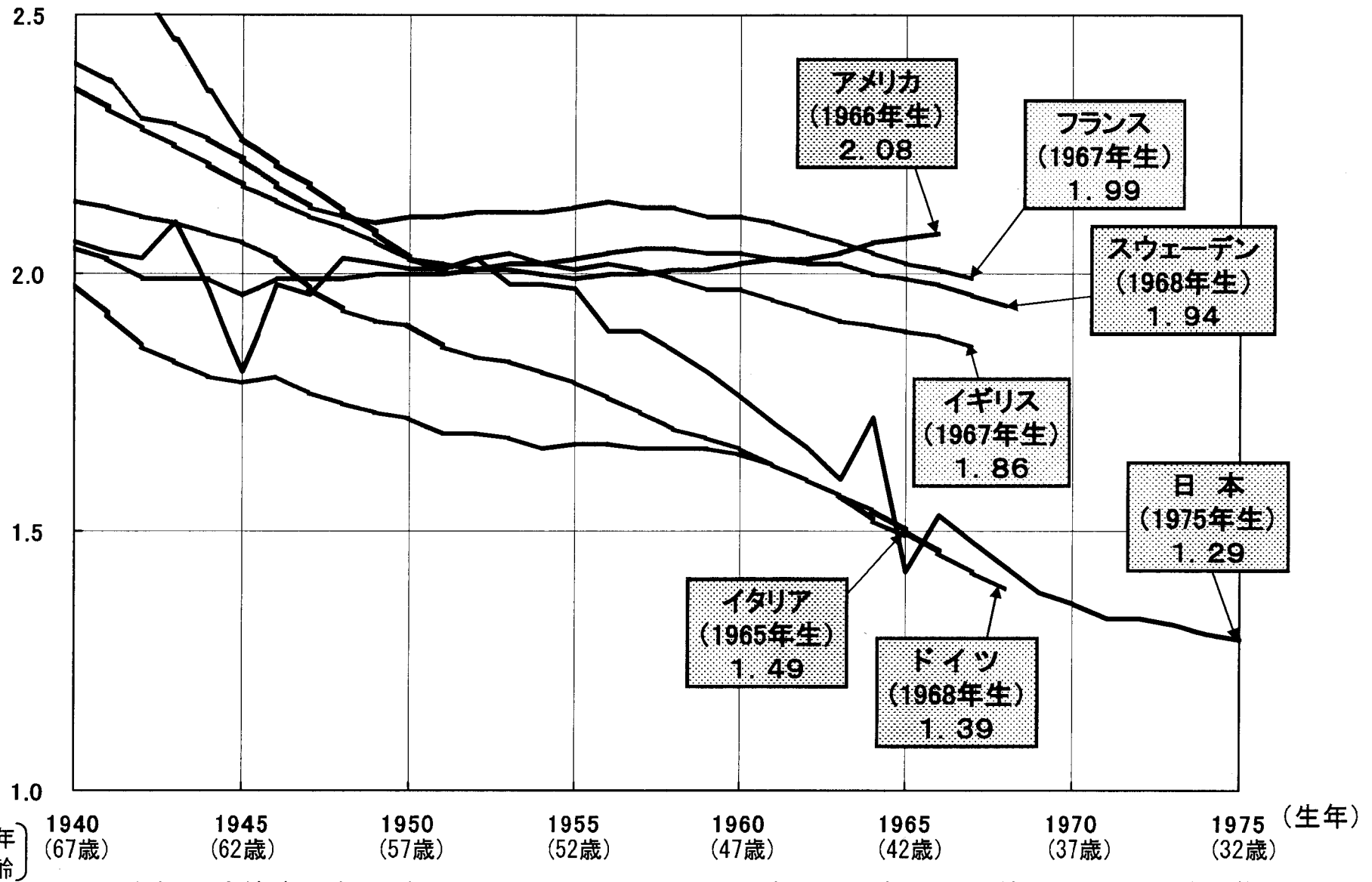
(資料)OECD : Society at a Glance 2005 1

# 諸外国の合計特殊出生率の推移



資料：Council of Europe : Recent demographic developments in Europe 2004 及び各国統計から作成。(なお、1960年前は UN : Demographic yearbookによる。1991年前のドイツのデータは西ドイツのもの。)

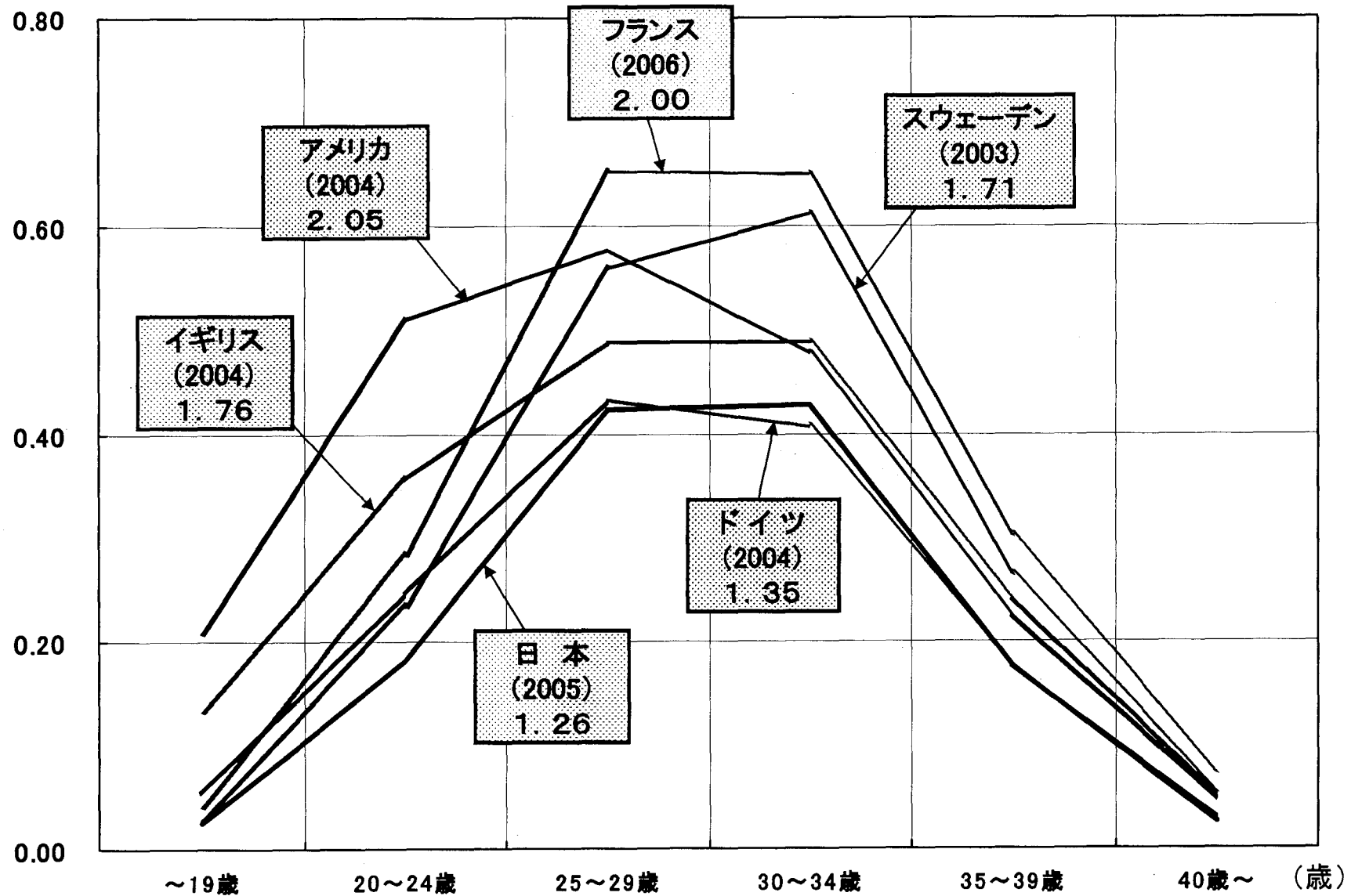
# 諸外国のコーホート別(出生年別)の平均出生児数の推移



注: 50歳までの実績が得られていないコーホートについては、既に得られている年齢までの実績にそれ以降の年齢の推定値を加えて算出している。

(資料) 日本:人口動態統計(厚生労働省)、日本の将来推計人口(H18.12)、諸外国: Eurostat 2006

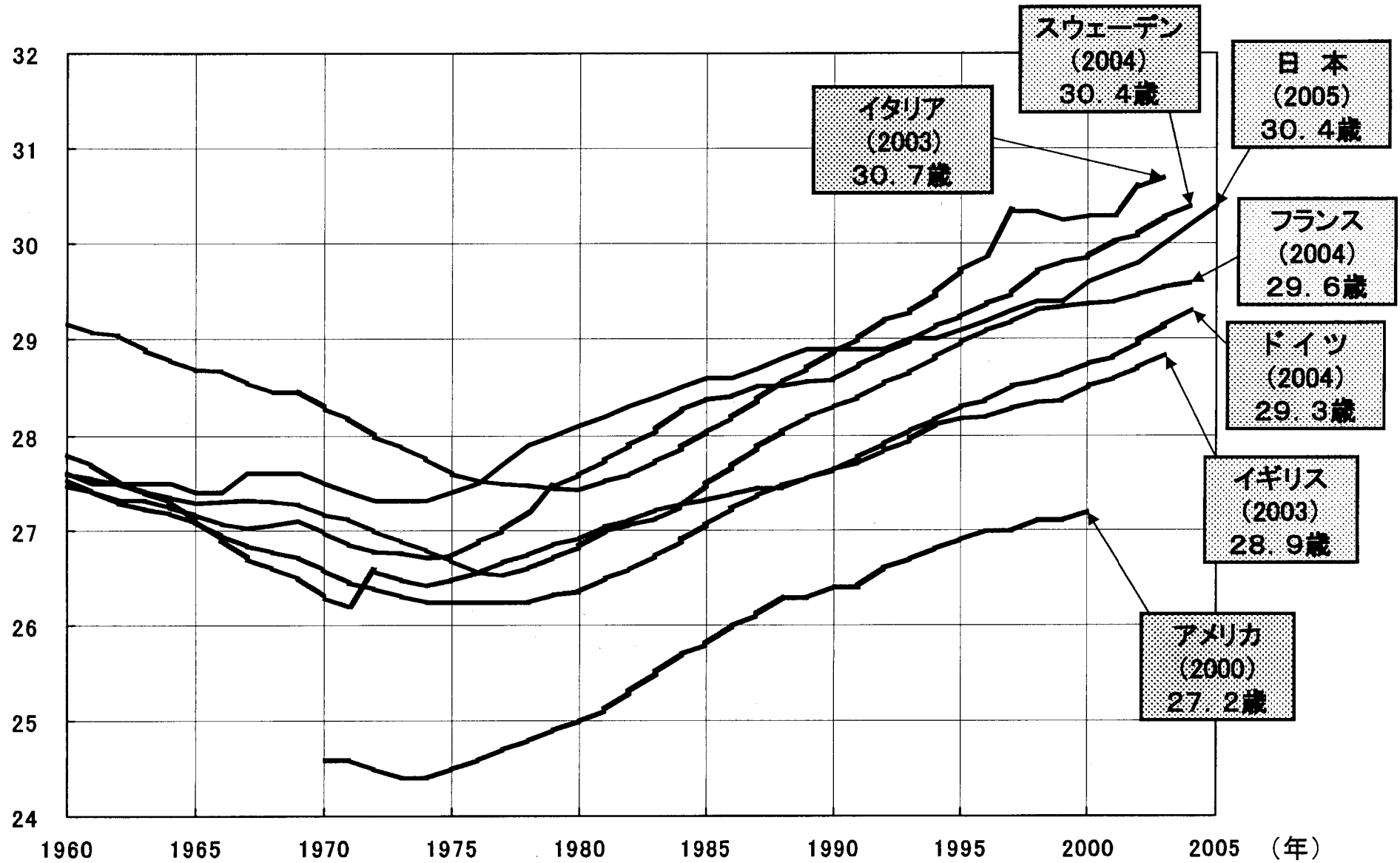
# 諸外国の年齢階級別出生率



(資料) 日本:人口動態統計(厚生労働省)、フランス:Demographic balance sheet 2006(INSEE)、  
その他の国:Demographic Yearbook 2004 (UN)

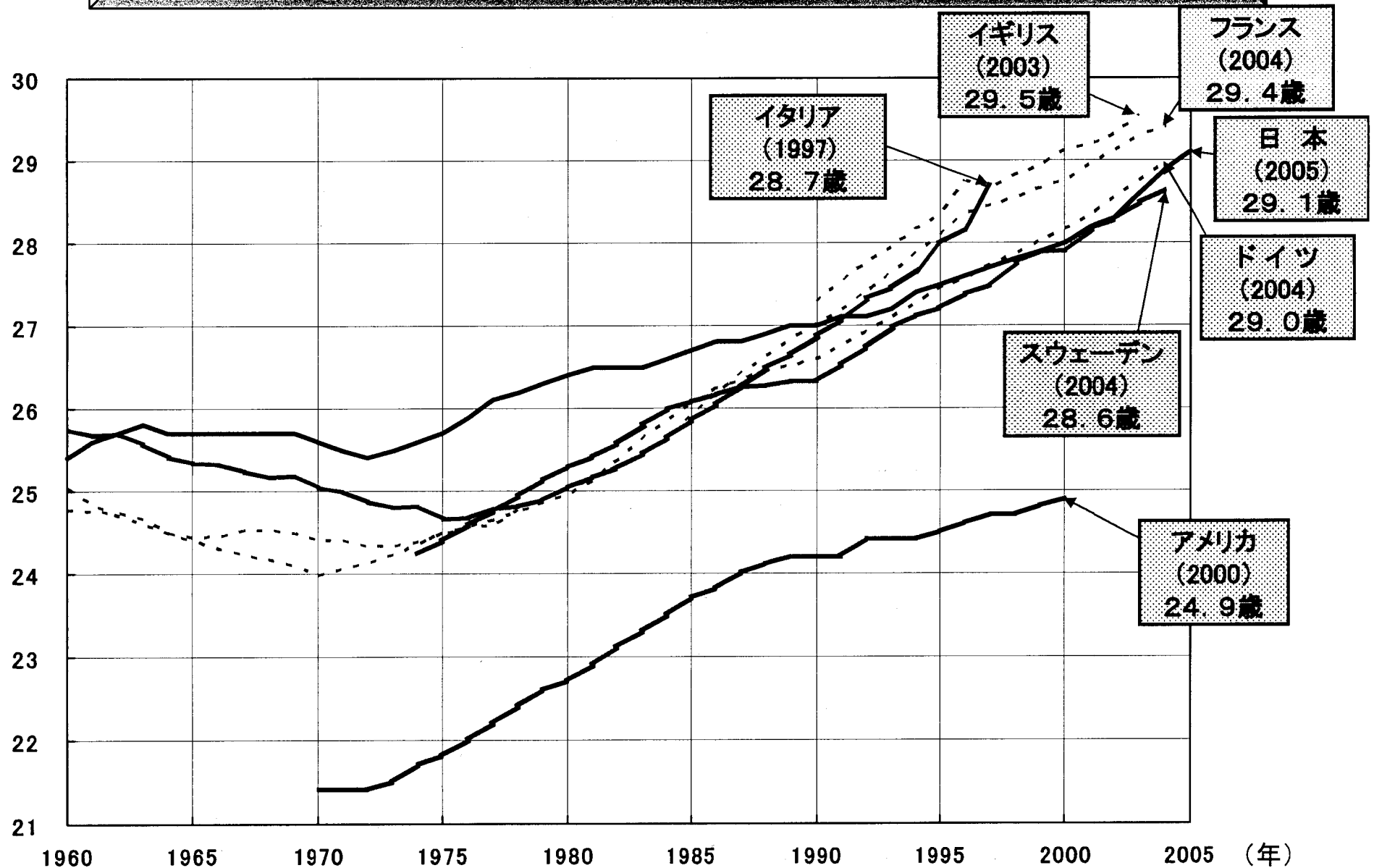


# 諸外国の平均出生年齢の推移



(資料) 日本:人口動態統計(厚生労働省)、アメリカ: National Vital Statistics Reports, Vol. 51, No. 1、  
ヨーロッパ諸国: Council of Europe 2006

# 諸外国の第1子の平均出生年齢の推移



注：フランス、ドイツ、イギリスは現在の婚姻における第1子についての数値、その他の国は全第1子出生についての数値。

(資料) 日本:人口動態統計(厚生労働省)、アメリカ: National Vital Statistics Reports, Vol. 51, No. 1、  
ヨーロッパ諸国: Council of Europe 2006

第3回「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略検討会議「基本戦略分科会」	資料3
平成19年 5月18日	

「基本戦略」分科会におけるこれまでの議論の整理(案)

## 「基本戦略」分科会におけるこれまでの議論の整理(案)

### 1 はじめに

昨年末に公表された「日本の将来推計人口」では、今後、我が国は一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会になるとの見通しが示され、これを踏まえた人口構造の変化に関する特別部会「議論の整理」においては、

- 2030年までは、生産年齢人口は既にほぼ確定していることから、若者、女性、高齢者の就労促進により、労働力人口減少の緩和を図ることが必要
- 2030年以降は、生産年齢人口はこれから生まれる世代であることから、効果的な少子化対策を強力かつ速やかに講じることが不可欠

であると指摘されている。さらに、いわばこうした2030年までの「少子化適応戦略」と2030年以降を視野に入れた「少子化対抗戦略」とを同時に進めていくためには、有配偶の女性の継続就労の希望と、子供を産み育てたいという国民の希望とがともに実現できる環境の整備(＝ワークライフバランスの実現)が必要である旨が指摘されている。

これらを踏まえ、当「基本戦略」分科会では、

- ① 諸外国の例等を参考に、現在の急激な少子化を緩和する効果的な施策は何か
- ② そうした効果的な施策について、その財政規模はどの程度か
- ③ 財政上の必要額が示された場合に、そのファイナンスはどのようにすべきかの検討をミッションとして、本年2月に検討を開始した。

以下は、現段階における当分科会の議論の中間的な整理である。これらについては、今後、他の分科会の検討結果も踏まえ、年末の取りまとめに向けて引き続き議論を行い、国民の合意を得ていくことが必要である。

### 2 今後の家族政策(少子化対策)の方向性

#### ○ 諸外国の家族政策の動向

1990年代以降の諸外国(特にフランス、スウェーデン、ドイツ)の家族政策の動きを見ると、仕事と家庭との両立支援を軸に展開している。

- ・ フランスやスウェーデンでは、単なる現金給付よりも、保育や就学前教育に対する公的支出の方が大きい。

- ・ フランスでは近年出生率の上昇が著しいが、その家族政策の動向を見ると、かつては経済的支援中心だったものが、1990年代以降、保育サービスの充実を図る政策へとシフトし、その後さらに両立支援を強める方向で政策を進めてきている。
- ・ ドイツでは我が国同様出生率が低位で推移しているが、その家族政策の動向を見ると、伝統的に経済的支援を中心にしたものであった。しかしながら、近年、両立支援へと政策転換を図り、保育サービスの確保、育児休業制度の充実等を相次いで実行している。

○ 多様な働き方の選択を可能とする施策の拡充

少子化対策が一定の効果を持つためには、経済的支援だけでは限界がある。保育サービス等の預かり機能の充実、育児休業や短時間勤務制度などの育児期の多様な働き方の選択肢の充実といった仕事と家庭との両立支援策の充実と、経済的支援とをバランス良く整備していくことが必要である。

3 ワークライフバランス実現のための制度間連携・制度的枠組み

○ 就業継続と子育てが二者択一的となっている現状の改革

我が国では、子どもが欲しいと考えている女性の約6割が出産後の継続就業を希望しているにもかかわらず、現実には第1子出産半年後に就業している女性は約3割(育児休業中の者を含む。)であるなど、現実には就業継続と子育てとが二者択一的となっており、こうした構造のままでは、労働力人口の確保と、国民の希望する結婚や出産の実現による出生率の回復とを同時に図ることは困難である。

- ・ フランスやスウェーデンでは、我が国に比べ、長時間労働は少なく、多様な働き方が可能となっていることから、仕事と子育ての両立が可能となっている。
- ・ これらの国では、既婚女性の労働力率は8割程度、3歳未満児の4～5割が家庭的保育等も含めた認可保育サービスを利用している(我が国では2割程度)。

○ 多様で柔軟な施策の展開、多様な働き方を支援する制度的枠組み

こうした現状の改革のためには、子育てをしながら就業を継続する受け皿となる社会サービス基盤の整備を行い、併せて、長時間労働の改善や、多様な働き方が可能となる働き方の改革を行うことが不可欠である。

同時に、この両方の施策が切れ目なく利用できる仕組みも必要である。経済的支援や各種サービスが一体的に提供される利用者本位の仕組みとなるよう、制度的枠組みの在り方についても検討すべきである。

- ・ 産休・育休から保育サービスへのシームレスな移行が可能となる施策展開

- ・ 児童手当、育児休業給付、保育サービス等の施策の間の役割分担や連携
- ・ 子育て支援施策体系や利用可能なサービス等の情報へのアクセスの向上 等

これらの施策は、画一的な推進ではなく、多様で柔軟な展開が必要である。ワークライフバランス実現のための多様な働き方の実現、これを支援するための集团的保育と家庭的保育の適切な組み合わせ等、個々人の選択に対応し得る多様で柔軟な施策の在り方について、早急に結論を得るべきである。

併せて、多様な働き方に対して中立的な社会の構築に向け、他の社会保障や税制等の分野においても、制度の在り方について引き続き検討すべきである。

なお、保育所待機児童の問題は、大都市圏に顕著に見られる課題であることにも留意が必要である。

#### 4 財源の規模及びその確保に向けた検討

##### ○ 家族給付の規模

「家族給付」の規模は、我が国がGDP比0.75%であるのに対し、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン等では、概ねGDPの2~3%を投入している。一方で、こうした給付が可能となっている背景には、高い国民負担があることにも留意が必要である。

- ・ 近年出生率が回復しているフランスを例に、給付の規模を我が国の人口構造に機械的に当てはめると、約10.6兆円(GDP比約2%)に、我が国のGDPに機械的に当てはめると約14.9兆円に相当する。
- ・ 近年特に出生率が回復しているフランスやスウェーデンでは、国民負担率は6割以上となっており、家族政策に要する費用も、公費負担とともに、高水準の企業拠出によって賄われている。特にフランスでは、企業におけるワークライフバランスの取組とともに、事業主が給与総額の5.4%を家族政策の財源として拠出するなど、企業が大きな役割を果たしている。

これらの国々は、我が国とは、人口政策や家族政策に対する考え方、制度の経緯・変遷、人口構造、国民負担の水準及び構造等が異なるものであり、財源規模や制度等を機械的に導入することは必ずしも適切ではない。

しかし、我が国においても、現金給付と現物給付とのバランス等にも配慮した上で、家族政策の財源規模やその負担の在り方について、国民的議論を行うべきである。

- ・ 我が国では、企業も、公的な負担に加え、生活給的な年功賃金、家族手当などを通して、家族への支援に大きな役割を果たしてきた。一方、昨今の少子高齢化の進行、グローバル化による国際競争の激化、価値観の多様化等、企業を取り巻く環境

が変化する中で、新たな対応が必要となっていることにも留意が必要である。

○ 家族政策(少子化対策)の財源の在り方

少子化の問題は、地域サービス基盤の状況や働き方の問題と密接に関連する。

例えば地域における子育て支援サービス基盤の確保や子育てを支える活動への参画、企業におけるワークライフバランスの取組や家族への支援等、国・地方公共団体、企業、地域・家族等、関係者が一体となって取り組むべき課題である。

また、次世代育成支援の費用は、これを次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源は現時点で手当てしなければならないものである。

現在、家族政策(少子化対策)に係る財源については、多様な制度の下で、国・地方の公費や企業拠出、労使折半の保険料負担等の多様な財源により賄われている。こうした負担の水準・構造については、制度体系の議論に併せ、税制の抜本的見直しの議論と並行して議論を行う必要がある。